

『相続のいろは』

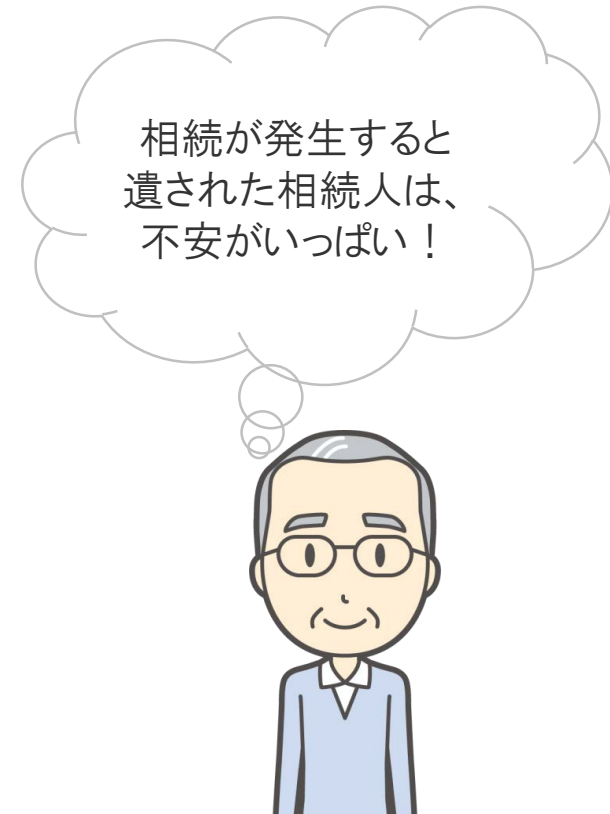
2020年9月
MUFG相続研究所
所長小谷亨一

目次

- ・相続の難しさ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
- ・相続手続きの流れ①②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3～4
- ・事例A（寄与分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5～7
- ・遺留分とは？・遺留分侵害額請求とは？・・・・・・・・・・・・・・・・P.8
- ・事例B（遺言書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.9
- ・付言とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.10
- ・遺言でできること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.11～15
- ・遺言はどんなことに役立つの？・・・・・・・・・・・・・・・・P.16～17
- ・相続税に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.18
- ・事例C（遺言書未記載財産）・・・・・・・・・・・・・・・・P.19
- ・自筆証書と公正証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.20～21
- ・事例D（配偶者居住権）・・・・・・・・・・・・・・・・P.22～23
- ・（ご参考）民法改正（相続関係）の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・P.24

相続の難しさ

- 突然やってくる
- 手続期限がある
- さまざまな財産を承継
- 不慣れな手続き
- 感情が入る



相続手続きの流れ①

相続開始（死亡）



相続人の確定

Aストレス度
本籍を移しているとか



相続財産の調査や評価

Bストレス度
財産の詳細を知らないとか



相続放棄・限定承認
(3ヶ月以内)

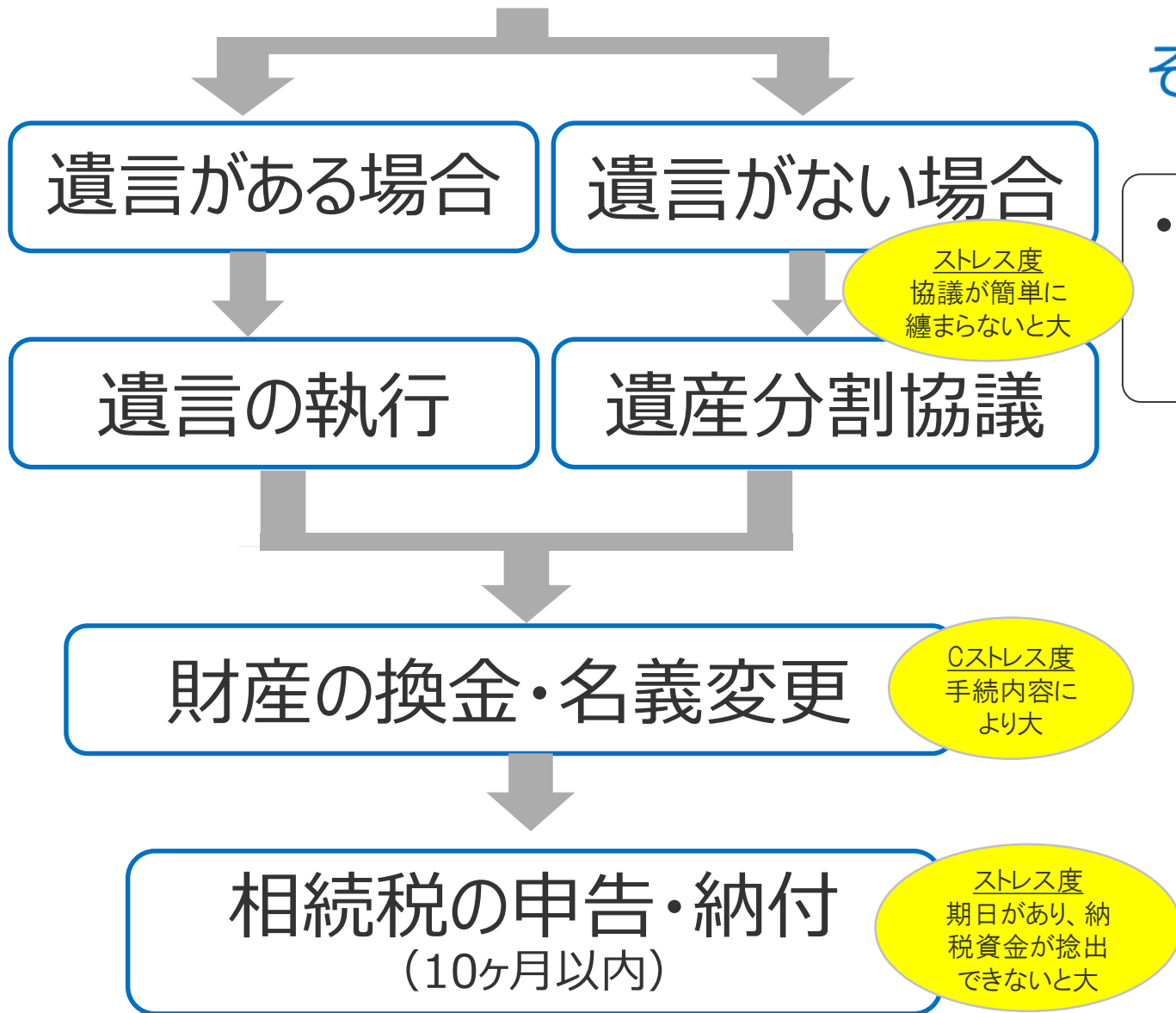
デジタル資産に
留意しましょう！

その他の手続き

- 死亡届の提出（7日以内）
- 通夜と葬儀
- 初七日の法事
- 国民年金
健康保険
社会保険 } 手続き（14日）

- 香典返し
- 納骨式
- 四十九日の法要

相続手続きの流れ②



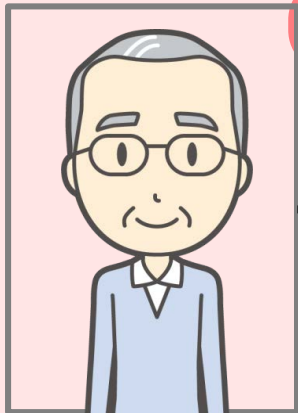
その他の手続き

- 所得税の
申告・納付
(4ヶ月以内)

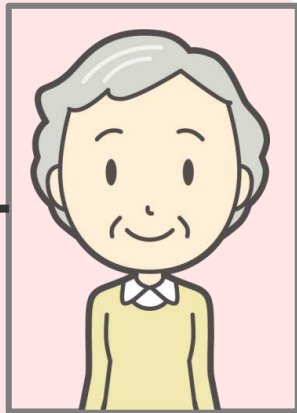
少なくとも遺言執
行者がいることで、
ABCの負担は
大幅に軽減する。

事例 A (寄与分)

同居

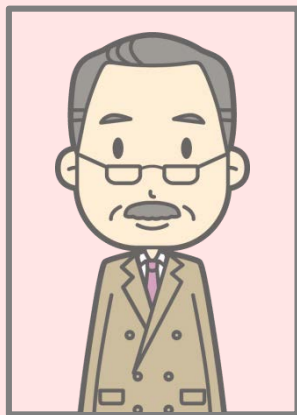


被相続人
(父)



亡き母

父の介護は
大変だったのに
妹と同じ？



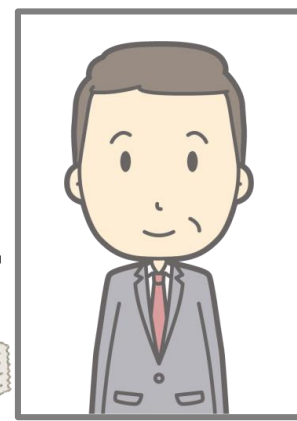
夫



良子さん (相)



妹 (相)



妹の夫

長寿時代は、
助け合いの時代！！
誰かの協力が必要な
時代です！！

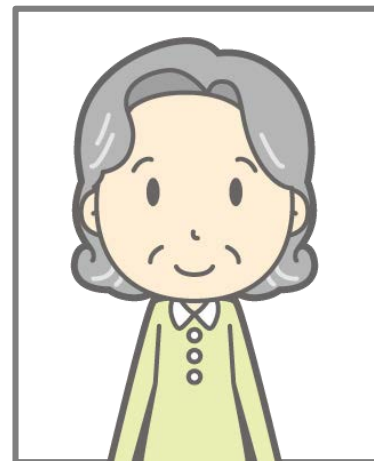
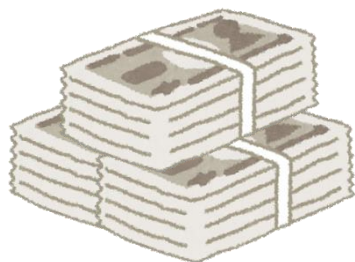
事例 A (寄与分)

相続財産が3,500万円、寄与分は500万円のケース

寄与分
500万円

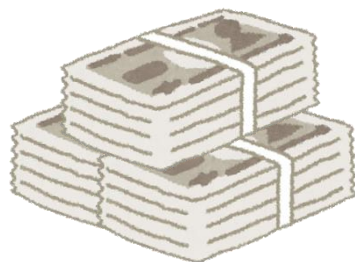


1,500万円



良子さん

1,500万円



妹

事例 A

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（特別の寄与）

民法改正（2019年7月10日施行）

相続開始後、相続人以外の親族(例：長男の嫁など)は、相続人に対して、金銭の請求をすることができる。

介護等の貢献に報いることができ、
実質的公平が図られる。



寄与分ですか、
でも、自分からは
言い出しにくいわ。

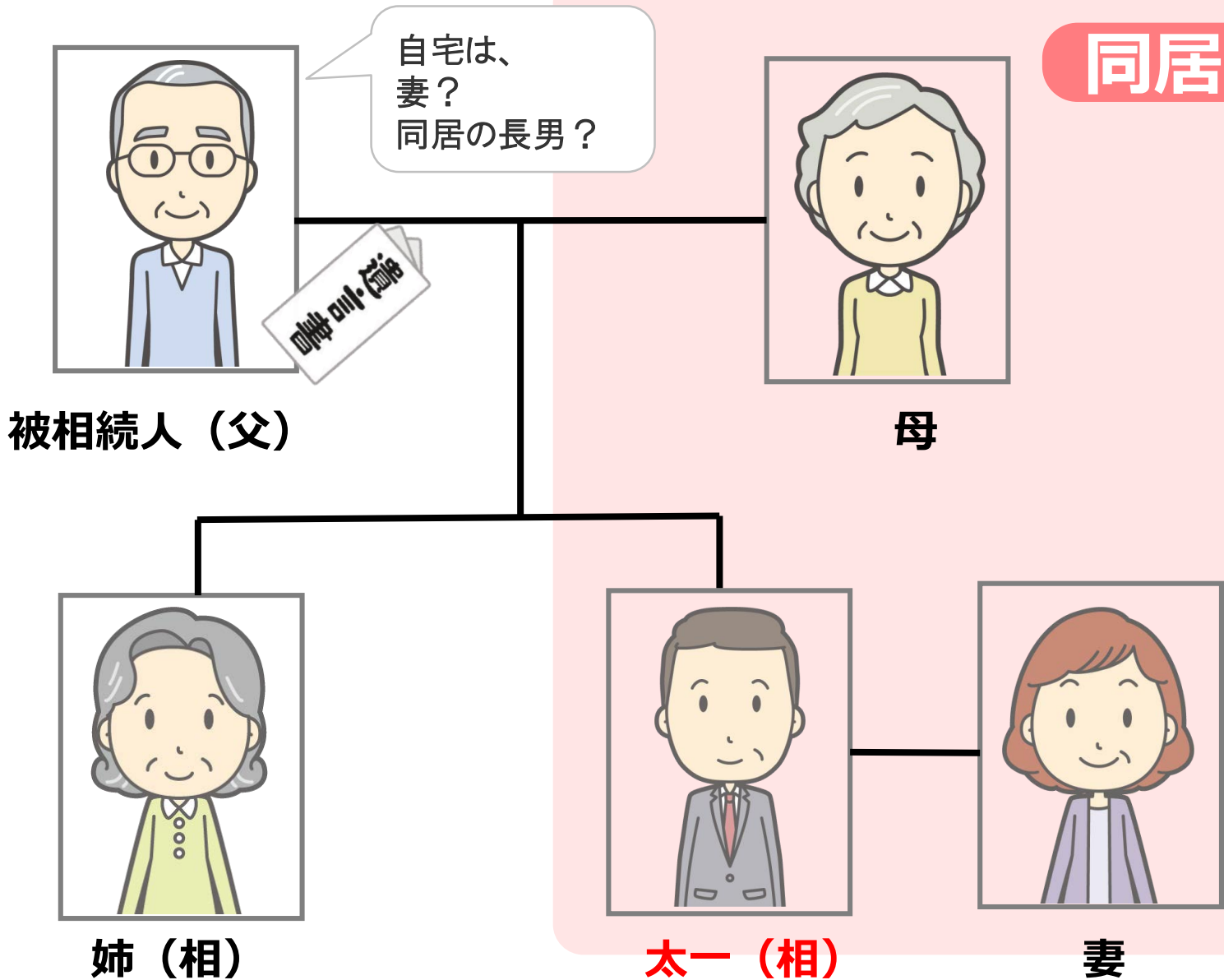
遺留分とは？

兄弟姉妹以外の法定相続人に法律で認められた最低限の相続分

遺留分侵害額請求とは？

遺留分を侵害されている相続人が、侵害した相続人または受遺者から侵害された遺留分を金銭で請求できる（金銭債権化）

事例 B (遺言書)



付言とは？

遺言書の中で、財産分与等の指定以外に相続人等に対して残す言葉のこと。

たとえば、遺言者の意向や希望、遺言作成経緯、相続人等への感謝の言葉など。

遺言でできること

- ① 財産の処分
- ② 相続
- ③ 親族関係

遺言でできること

① 財産の処分（主なもの）

- 第三者への遺贈
- 寄付
- 信託の設定 など

遺言でできること

② 相続（主なもの）

- 相続割合の指定
- 分割方法の指定
- 遺言執行者の指定
- 遺産分割の禁止 など

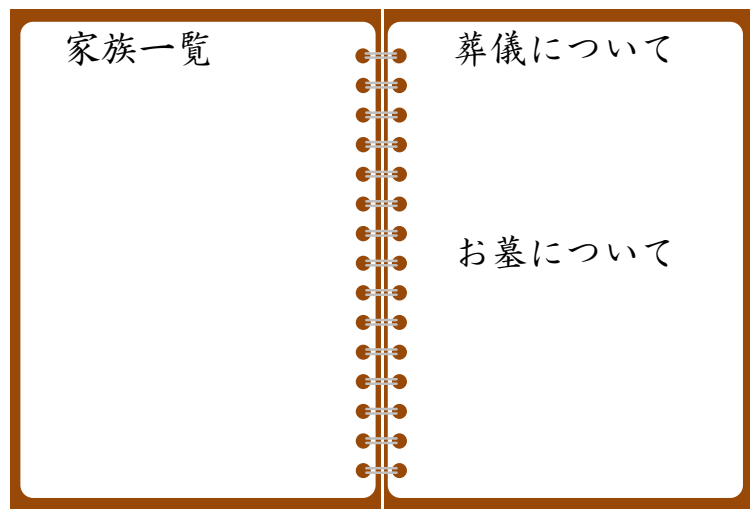
遺言でできること

③親族関係（主なもの）

- 認知
- 相続人の廃除 など

遺言でできること

エンディングノート記載例



- 家系図、生い立ち
- 医療・介護について
- 葬儀・お墓について
- 財産について
- 家族へのメッセージ
- 連絡をして欲しい友人
など

生前のことも
記載できる

遺言はどんなことに役立つの？

- ① 財産内容が明確に
- ② 配分を自由に決められる
- ③ 遺産分割協議が不要
- ④ 第三者に分与できる
- ⑤ 感謝の気持ちを残せる
- ⑥ 遺言執行者を指定できる
- ⑦ 婚外子の認知などを明確に

遺言はどんなことに役立つの？

遺言とエンディングノートの違い

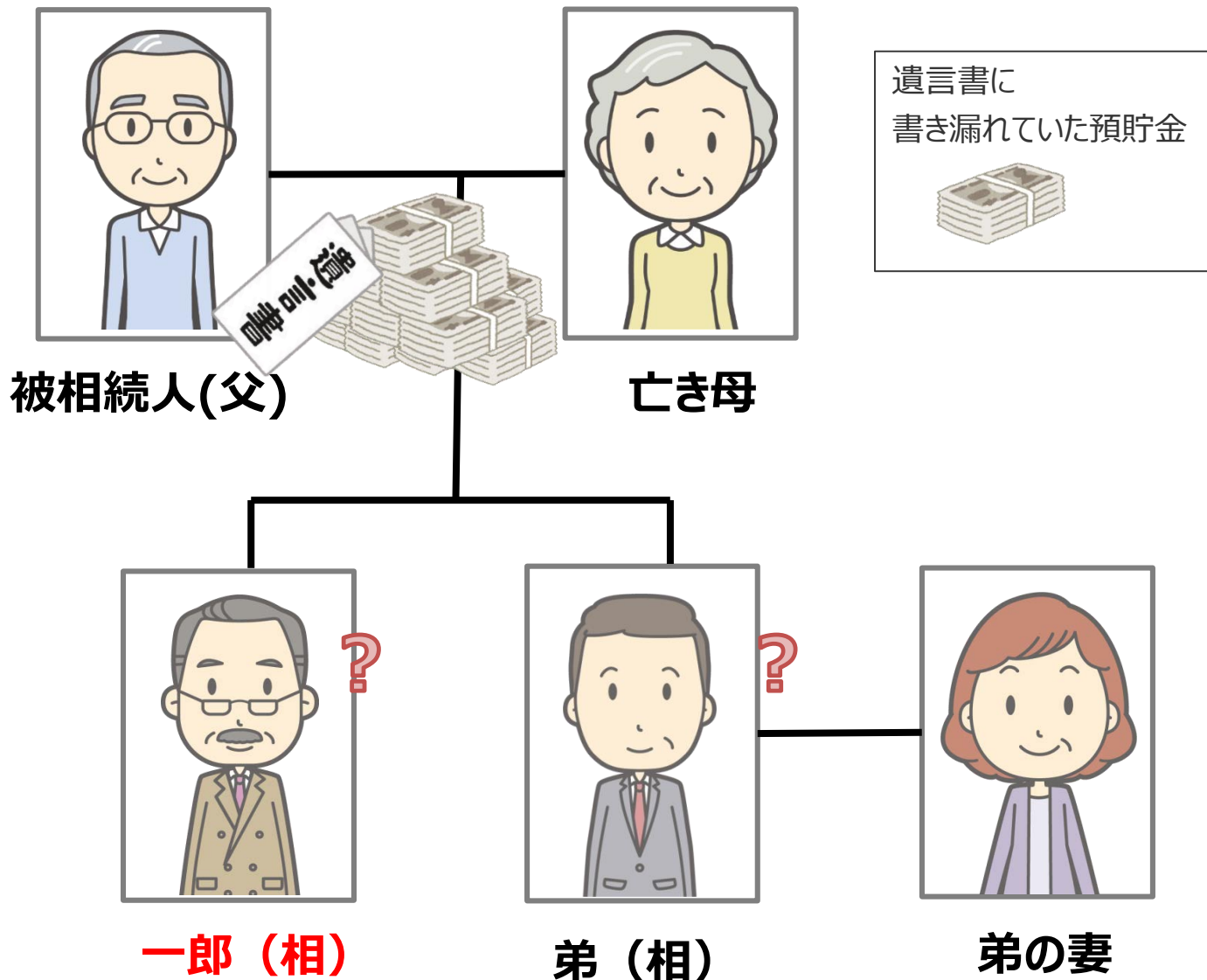
	遺言	エンディングノート
財産内容が明確に	○	○
配分を自由に決められる	○	×
遺産分割協議が不要	○	×
第三者への分与	○	×
感謝の気持ち	○	○
遺言執行者の指定	○	×
婚外子の認知	○	×

相続税に関する特例

- 配偶者の税額軽減の特例
- 小規模宅地等の特例

など

事例C (遺言書未記載財産)



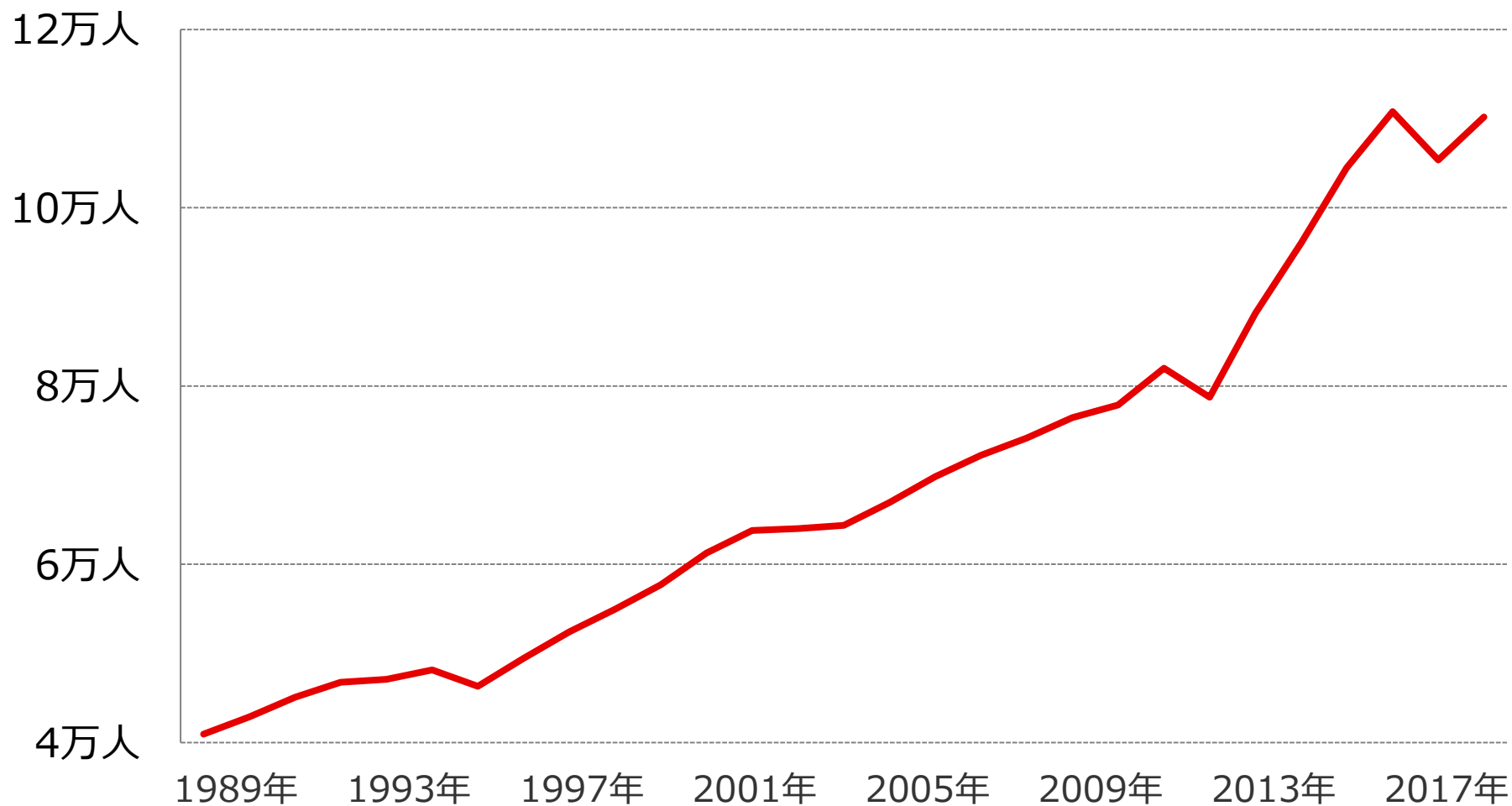
自筆証書と公正証書（法務局による遺言保管制度施行後）

	自筆証書遺言 ※	自筆証書遺言 法務局における遺言 保管制度利用	公正証書遺言
誰にも知られない	○	×	×
費用がかからない	○	△	×
立ち合い人がいない	○	○	×
形式不備が起こりにくい	×	○	○
検認手続きが不要	×	○	○
紛失・隠匿等のリスクがない	×	○	○
遺言内容について専門家が 目を通して	×	×	○

※民法改正（2019年1月13日施行！）自筆証書の要件緩和について

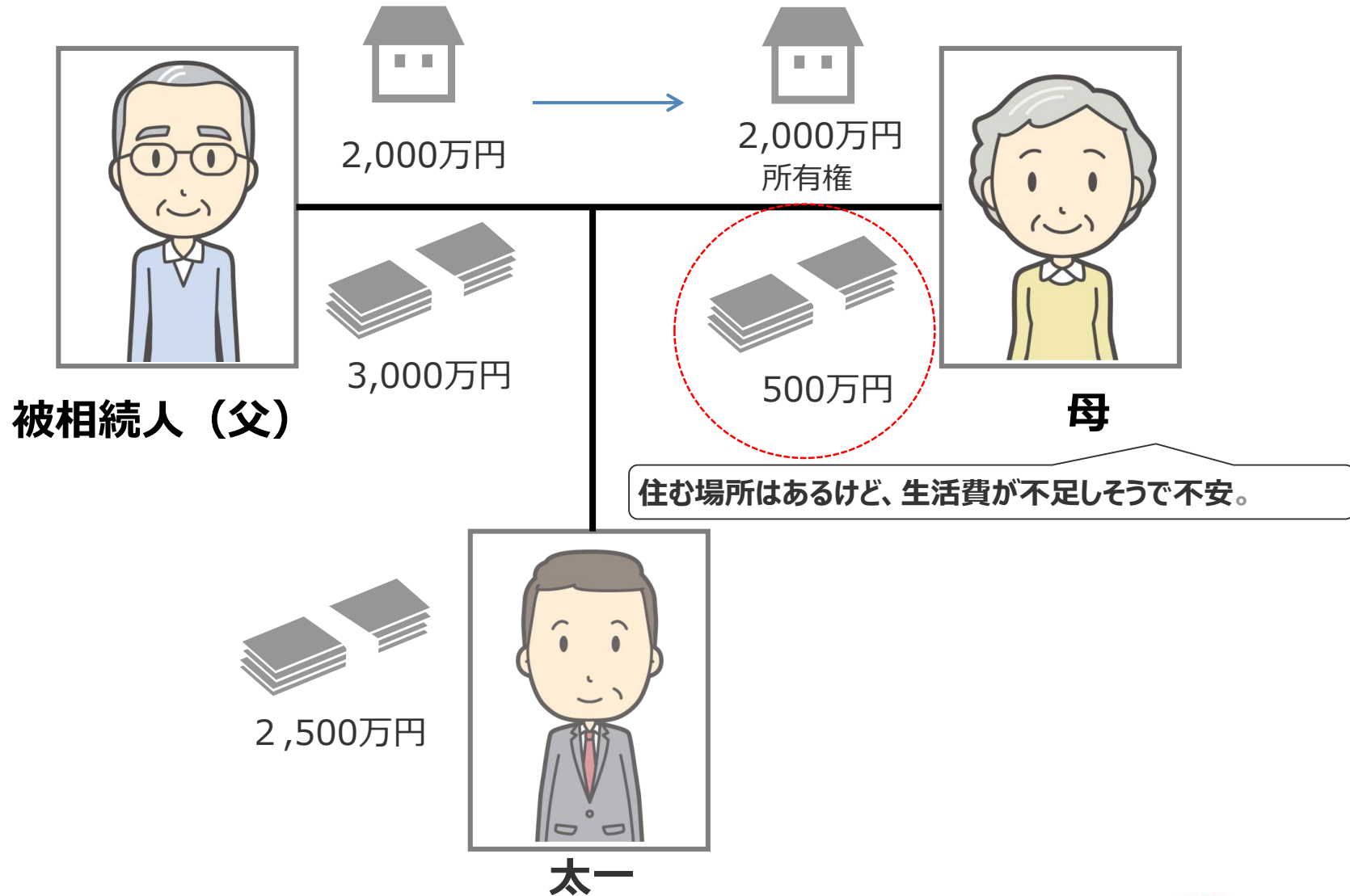
自筆証書遺言は、自署によらない財産目録、例えばPCで作成した目録や通帳のコピーなどを添付することが可能になっています。

遺言公正証書作成件数



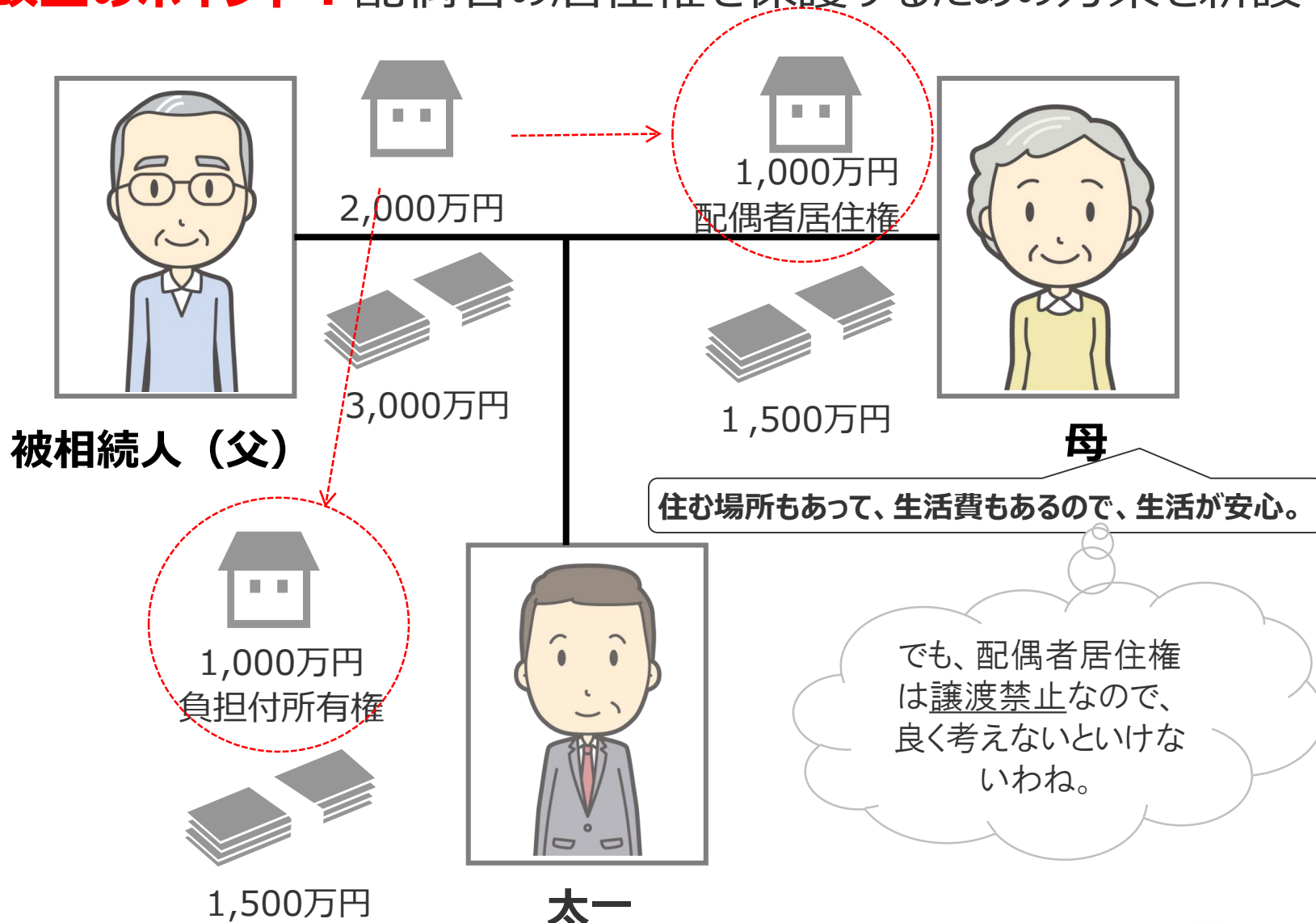
出所：日本公証人連合会統計

事例D (配偶者居住権)



事例D（配偶者居住権）

民法改正のポイント！配偶者の居住権を保護するための方策を新設



(ご参考) 民法改正 (相続関係) の一覧

	主な改正項目 (2018年7月13日公布)	施行日
①	配偶者が安心して自宅に住み続けるために 1) 長期にわたっての保護 (配偶者居住権) 2) 短期的な保護 (配偶者短期居住権)	2020年4月1日
②	夫婦間で行った自宅の生前贈与等について	2019年7月1日
③	相続人以外の親族が行った介護等の貢献について	
④	遺産分割前の預貯金の払戻しについて	
⑤	自筆証書遺言に関する見直し 1) パソコンやコピー等で作成した財産目録について	
	2) 法務局による保管等	2020年7月10日
⑥	遺留分制度の見直しについて	2019年7月1日
⑦	相続させる旨の遺言等により承継された財産の登記について	

ご清聴ありがとうございました

本資料は、講演会用に作成されたもので、保険や投資信託等の募集や勧誘を目的として作成したものではありません。

本資料は考え方の概略をお示しするものであり数値はあくまで概算です。

本資料は2020年7月10日現在の法令・税制等に基づいておおよその概要を説明しておりますが、将来変更される可能性があります。また、法令の詳細や税務申告にあたっては、弁護士やお近くの税務署や税理士などにご相談ください。本資料は、信頼できる情報源から得た情報に基づき作成したのですが、資料に記述した分析は一定の前提に基づくものであり、その正確性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を予測するものではありません。

本資料の内容に関するあらゆる損失に対して三菱UFJ信託銀行は責任を負いません。なお、本資料の無断複製、複写、転送等をご遠慮ください。